

「第 3 期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」に対する意見（概要）

※ 提出された意見から、関連する意見を 1 つにまとめるなどの変更を加えている。

1. 教育をめぐる現状と課題

1. 教育の使命

- 公教育の使命は、人格の完成や国家や社会を担う人材育成など教育基本法に書かれた目標を達成する教育を本当に進めること。教育の使命に実質的に取り組んでいる成果を社会や企業、大学等が評価すべき。
- 教育基本法の「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」や「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」は、今後更に重要視される。
- 教育の使命は「人格の形成」にあり、（社会）経済的な効果を生むためという前提に立って行う教育・計画であってはならない。
- 「教育立国」の意味及びその実現のために必要な方策を明確にする必要がある。
- 教育の重要性は自明であり、その上で敢えて“立国”と称する意味が不明。

2. これまでの取組の成果と課題

- これまでの取組の成果として、
 - ・ 心を育てる教育の成果が現れている。
 - ・ OECD等の学力調査でも世界上位である。
 - ・ 学校と地域との組織的な連携が進んでいる。
 - ・ 学習環境整備の進展がみられる。
- これまでの取組の課題として、
 - ・ 最近の子供は従前より内向き思考が強くなってきている感がある。
 - ・ ペーパーテストで測る学力による一発勝負の学校体系になっていて、進路実現に向けた画一的な学習の弊害が改善されない。
 - ・ 討議をして物事を進める力は不足している。
 - ・ 論理的思考とそれによる的確な判断ができる人間の育成が求められている。
 - ・ 学校の果たす役割が増加し、教職員や学校による対応が困難となってきた。
 - ・ 地域間の教育格差が拡大しつつある。
 - ・ 少子化克服、貧困の連鎖の解消のために必要な教育の諸施策が十分機能してこなかった。
 - ・ 教育基本法に規定される「宗教に関する一般的な教養に関する教育」が推進されたとはいえない。
 - ・ 子供たちの学習意欲や「生きることに對する基本的な意欲」。
- 第 1 期、第 2 期教育振興基本計画の達成状況と課題を具体的に示した上で、第 3 期教育振興基本計画ではこれまでと何が変わったのかを明確にすべき。

- 単に「これまでの取組の成果と課題」をあげ、その継続をするのではなく、もっと全体像を眺める視点が必要。

3. 教育の目指すべき姿

- 個人の利益を図ることに偏らず、社会貢献との調和が図られるべきである。
- 積極的に社会と関われる人材の育成や一人一人の積極性を発揮させる社会の実現が必要。
- 社会で、一人一人が互いの人格を尊重し支え合いながら幸せに生きるとともに、自らの役割と責任を果たして生き生きと活躍できるようにしていくことを目指すべき。
- 「教育の目指すべき姿」の「個人」の「将来を作り出すことができるようになるべきであり、・・・」の「作る」は、イメージしやすい「創る」に修正すべき。
- 「教育の目指すべき姿」の「個人」の「新たな価値を創造する人材」の具体的な意味が不明。また、教育の目指すべき姿は新たな価値の創造だけでよいのか疑問。さらに、「人材」という表現は、人間も資源の一種とみなす表現であり、問題。
- 「自立した人間として、主体的に判断」できるようになることは重要。
- 情熱と意欲のもと、インスピレーションも大事にする必要。
- 「教育の目指すべき姿」の「社会」についての記述は、確実な教育の実施の結果として実現されるものであり、教育の方向性として直接的にめざすものではない。
- 「教育の目指すべき姿」の「社会」について、「一人一人が活躍し」を具体化することは、現場にとっては難しい。また、「豊かで安心して暮らせる社会の実現」も、教育の現場で考えることではなく、確実な教育の実施の結果として実現する姿である。
- 学問の自由・大学自治の重要性を明記すべき。

4. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

《総論的な意見》

- 学校を取り巻く環境の変化に対応した、学校の柔軟な組織体制作りが急務。
- 人工知能の発達で、人しかできないことが大切であれば、これに対応する具体的な学習を打ち出すべき。現在なされている集団活動やグループ学習・体験学習などの取組も日常的に充実すべき。

《「(1) 少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化」について》

- 高等教育機関の入学志願者の減少により、各大学等における学生確保の動きが熾烈になりつつあり、高等学校教育にも負の影響を与えている。
- 高等教育への進学率が先進国の中で必ずしも高いとはいえ、また、長寿社会に向かう中で社会人の学び直しの要求が高まるところ、18歳人口の減少のみを高等教育の規模の検討材料とする記述は改めるべき。

《「(2) 技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会の変化」について》

- 技術革新、産業構造や社会の変化により、個別学習が一層進み、一人一人の教育格差が拡大するとともに、学校の存在意義を問われる社会の到来も想定される。
- 技術革新への対応、就業→転職・離職→就業準備学習→就業のサイクルの円滑化、高齢者や企業人の社会参加・社会貢献を助長・支援するうえで、継続学習や社会人の学びなおしの機会の拡充がより重要になっていることも課題。

《「(3) 子供の貧困など格差の固定化」について》

- 子どもの貧困など格差の固定化は非常に重要な課題である。解決のための対策を着実に実施すべき。
- 家計所得が高いほど4年制大学への進学率が高くなっている現状を考えると、子供の貧困解消・格差問題への対策は急務であり、他省庁・民間の関係団体等の力を結集し、実効性のある取組を推進すべき。
- 給付型奨学金の創設は、定時制高校等の教育現場に直接の効果を及ぼさない可能性がある。経済格差よりも意欲の格差の是正が重要なテーマである。対策として、大学の教員養成課程において、教育社会学を必修にすべき。

《「(4) 地域間格差など地域の課題」について》

- 地域間格差は国全体の課題でもあり、見出しを「地域間格差など国及び地域の課題」と改めるべき。
- 地域間格差の是正に関する拠点として高等学校の在り方を考える必要。
- 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率二分の一の復元を図りたい。
- 「教育の目指すべき姿」の「社会」の地方での実現が困難になることも想定され、地方における教育振興のための財源問題についても言及すべき。
- 人口減少地域では、学齢期の子供の生活圏域内の同世代仲間集団の崩壊、異世代との交流機会の減少、地域行事や地域の史跡・文化財の維持・伝承の困難などに対応する教育機会・資源の確保も課題である。
- 地域経済の格差のみならず、塾や予備校など学習の代替・補完的機能の格差などについても国として対応する必要。

《「(5) 子供を取り巻く状況変化」について》

- 選挙年齢の引き下げのみでなく、現在検討されている成年年齢の18歳への引き下げ等にも触れ、特に高等学校教育における関係性及び義務教育段階からの主権者教育、労働教育の必要性を記載すべき。
- 「近年は発達障害を含めた障害のある子供の」（7ページ）を「・・・障害の可能性のある子供の」に修正すべき。
- 中・重度で配慮を必要とする子供も地域の学校に就学する可能性があり、専門的な知識・技能、指導力の向上への取組が必要。また、発達障害に対する全教職員の理解を深め、一人一人の障害の状態や日々変化する状況に応じた適確な指導の実現が必要。そこで、インクルーシブ教育をより一層推進するような、もう一步踏み込んだ記述に修正すべき。

- 他者とのコミュニケーション能力の低下、地域・社会とのかい離等が問題視されており、子供の「孤」化への対応も課題。
- 地域の教育力低下の問題が家庭教育の課題の文脈で述べられているが、地域の教育力の問題は家庭教育と並ぶ独自の課題として取り上げるべき。

《その他の論点について》

- 震災復興に関して、人的配置の充実（教職員の加配継続、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等）、施設・設備・教材等の整備（学校施設等の復旧、放射線の除染対策・風評被害防止等）や、就学援助等の急増に対する支援が必要。
- へき地教育の充実・向上のため、人的・物的条件等の改善が必要。
- 全国各地での投票方法の指導等は非常に意義のあることであるが、次の段階として、選挙の意味を教え、若者たちが候補者たちの政策を読み取り、自らが判断できる、主権者教育が必要である。
- 高等教育機関での学習機会の保障は重要であり、給付型奨学金の充実、高等教育無償化への取組を、方向性として明確に記述すべき。
- 我が国を含めた世界の宗教についての伝統的文化を含む知識や歴史的背景の学習を必須項目として明記すべき。

5. 国際的な教育政策の動向

- 教育分野での国際協力の推進は、Iの「5. 国際的な教育政策の動向」の項では触れられているが、「今後の教育政策に関する基本的な方針」の中では特段の方針が示されていない。「学術の国際貢献」という項目を加え、分野を超えた研究協力によって地球規模の課題に積極的に取り組む方針を示すべき。
- 国連の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、宗教、人種、出自に関わらない人権の尊重と社会的経済的・政治的不平等の是正が謳われており、我が国及び世界の主な宗教の知識や情操面に於ける基本的な教育が必要。
- 第4次産業革命の進行に伴い、情報分野での国際競争の激化が予想され、産業界全体を巻き込み、従来以上に早い段階からの起業教育の充実が肝要。
- 英語の語学教育と社会に目を向けた学習の強化が必要。生徒が生体験をすること、自分の住む地域を理解することが重要。
- 教育で育成する知識、スキル、態度・価値等の国際的な視点からの検討は重要。

II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 今後の教育政策に関する基本的な方針の中に「国として教育政策を振興するための財政基盤の確立とその維持、地方公共団体に対する財政支援を行う役割とその必要性」を盛り込むべき。
- 「※施策の目的や性質に応じ、いわゆるエビデンスに基づく PDCA サイクルを確立する」とあるが、「エビデンス」を示しにくい項目が無視されることを危惧する。
- I の「3. 教育の目指す姿」として「自立した人間として、主体的に判断し、・・・」とあるが、II において具体的な提言となっていないことは問題。

1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

《(急激に変化する社会を生き抜く上で必要な力) について》

- 今後 10 年～20 年で約半数の仕事が無くなるという研究結果もある中で、専門的な知識、技術、課題解決能力のみならず、自ら考え、主体的能動的に行動を起こす起業家精神を育む必要がある。

《(確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等) について》

- 「生きる力」について「その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義」の意味が分かりにくく、また、生きる力をどう育むのかが示されていない。
- 「主体的・対話的で深い学び」という抽象的な表現で、各学校現場の多様な指導方法を全国一律に束縛してはならない。
- 「確かな学力、豊かな心、健やかな体」などと挙げられているが、「論理的思考に基づく確実な個々の判断」も必要。
- 本「考え方」では、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施を前提として各学校の教育課程を「見直す」ように要請しているが、教育課程は各校が独自に作成すべきものであり、国の要請を受けるものではない。
- 「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は各校が生徒の実態に応じて教育課程を作成する妨げになり、また、全国的な「学力」競争を激化させるものであり、問題。
- 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」は、高校教育のあり方に関する十分な国民的議論を重ねた上で実施の可否が判断されるべき。
- 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」は、現状のセンター試験で十分である。記述式問題の導入については、各大学の個別試験で十分ではないか。
- 「大学教育の質の向上を図り、学生の問題発見・解決能力を育成していくことが重要」との認識は共有するが、そのための手法として、3 つの方針と教学マネジメントの PDCA サイクルの強化をすべての大学に対して文部科学省から一律に求めることは、個々の大学の自由な発想に基づく改革を妨げることになる。
- 「他者への思いやり」に加えて「お互いの違いを尊重する気持ち」を加筆すべき。
- 「特別の教科 道徳」の趣旨やねらいを踏まえた優れた資料等を作成するとともに、

効果的な指導方法等にかかる研修の充実を図りたい。

- 情報社会におけるモラルやマナーの教育を充実させるための施策の推進が必要。
- 学校教育に限ることなく、家庭、職場、地域等において人権教育の充実が必要。
- いじめによる被害を早急に根絶する事が必要。児童福祉法の要保護児童の児童相談所等への通告義務、少年法の罪を犯した少年等の家庭裁判所への通告義務の教員・保護者への提示とその履行を求めたい。また、公立学校においては、14歳以上については刑事訴訟法の告発義務の履行も求めたい。
- 児童の体力を向上させ、食育や健康づくりを推進する施策の充実を図りたい。

《(キャリア教育・職業教育) について》

- 卓越した職業教育を行う高等学校（専門高校）への支援をより一層充実すべき。
- 専門高校は、普通科の高校とは教育課程も大きく異なり、普通科の生徒を念頭に置いた共通教科・科目を中心とした大学入学者選抜試験科目のみでは、専門性を活かして四年制大学への進学が難しくなるため、共通教科・科目の代替科目（簿記・会計）の維持・継続が必要。
- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化にあたり、今まで専修学校の専門課程で培ってきた日本の教育財産をもっと活用すべき。既設の大学や短期大学が新たな教育機関に移行するだけであれば、日本の職業教育の発展は考えにくい。
- 新たな高等教育機関については、大学や専修学校との区別がはっきりしておらず、社会的なニーズも成熟しているとは思えないため、制度化には疑問がある。
- 我が国の経済や産業が国際的に高い地位を維持し続け、いっそう発展するためにも職業教育の果たす役割は大きいですが、職業教育に対する社会的な評価は高くない。職業教育をこれまで以上に広く理解してもらえようような改善が必要。

《(学校・家庭・地域の連携・協働) について》

- 「連携の推進」を主として学校の役割としているが、連携・協働の実質化には住民のコーディネーターの役割が重要。
- コミュニティ・スクールの推進は不可欠であるが、制度が形骸化し有効に運用できていない例もあり、運営協議会の在り方や制度の見直しが必要。
- 地域の資源に「図書館等の社会教育施設」を明記すべき。
- 地域社会の伝統文化の学びの資源、また、地域の課題の解決にむけての連携・協働先として、地域の伝統的宗教施設である神社仏閣を評価すべき。
- 高等教育に関しては、地域間のバランスの取れた持続的な発展を図るため、地方大学の振興や東京一極集中の是正などの視点を取り入れるとともに、大学を始めとする高等教育機関に対する国の財政支援の強化や機能の充実、給付型奨学金制度などの学生に対する支援制度の一層の拡充について方向性を明記すべき。
- 「地域の知の拠点となる大学の形成」とあるが、地方の大学が存する場所は地方の中核都市であり、離島や漁村、中山間地域にはそうした教育施設はほとんど存在していない。現実には、人が地域を作る好循環施策を考えだしてほしい。

- 地域の知の拠点となる大学の形成を進めることが必要であるという認識は共有する。大学の機能は多様で、地域の大学にも高い研究水準と国際的な活動も必要であり、地方に立地する大学にも必要な公的な支援を行うべき。
- 専門高校で学んだ生徒が地元で就職できるよう、地方分権化を加速して地方に企業や仕事を増やす取組を強く望む。
- 家庭教育を支える仕組みとして「親学」が必要。また、その需要も高まっていると感じるので具体的な取組例への追加を検討すべき。

《(多様なニーズのある子供への対応) について》

- 一人一人の教育的ニーズに寄り添えば寄り添うほど、基礎的教育環境の整備や合理的配慮の提供に関する理解、予算措置、人的配置等が重要となる。学校現場における教職員の多忙さの現状に言及するとともに、各学校段階における一貫した体制整備や施策の充実について具体的に言及すべき。また、特に重点的に取り組むべき事項とそうでない事項との、強弱を付けて示すべき。

《(多様な人材と協働する力の育成) について》

- グローバル化に対応するためには、英語等の語学力の基礎・基本となる「日本語の言語力を獲得すること」を明記すべき。

《具体的な取組例について》

- 「小中一貫教育の推進」と「夢と自信を持って可能性に挑戦するための力の育成」の関係は不明確。小中一貫教育でない方が、多様な人々と接して協働していく機会を多く得られるとも考えられる。
- 小中一貫教育の推進に当たっては、全ての学校が9年間を見通した教育課程を実施できる体制整備が重要であり、小中連携コーディネーターや教職員の基礎定数・加配定数による配置を視野に入れながら審議すべき。
- 「コミュニティ・スクールの取組の加速」については、取り組んでいない、取り組めないでいる自治体の主体性も尊重し、表現を一考すべき。
- 具体的な取組例に加えるべき事項として、「読書推進活動」・「学校図書館の充実」。

《その他》

- 部活動の社会教育への移行を早急に検討すべき。
- 教育の質保証という観点で、認証評価制度について検証する必要がある。現行の認証評価制度では、評価実施機関は全ての学問領域に対応できる体制を整え認証される必要があるが、新たなニーズが発生するたび認証評価機関が創設される状況は、一度検討されるべき。また、大学と専門職大学では評価実施の周期が異なり、受審側にとっても負担感があるので、例えば実施時期を同一とすることも考えられる。

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

《(多様な個性や能力の最大限の伸長) について》

- 初等中等教育段階では、子供達の主体性を育みながら幅広い視野を付与し、得意分野で能力を発揮できるよう専門性の醸成や創造性を育む教育を充実させるべき。

《(グローバル人材育成等) について》

- 今回の「基本的な考え方」における「グローバル」の語の定義がまだ詳しく載っていない。どのような定義になるのか、少し気になる。
- 外国語教育の重要性の認識は共有するが、「英語をはじめとする」と例示することにより、過度に英語に偏った外国語教育が展開されていくことを危惧する。
- 外国語教育の強化によるコミュニケーション能力の向上や理数分野を含めた専門性の醸成などは、地方の企業経営者が求めている能力か。大企業を中心に望まれる人材育成のみを求め続けては、地方どころか、我が国の衰退にもつながりかねない。
- 外国人留学生の受入れ拡大、そのための環境を整備すること、魅力を高めることが必要であり、外国人留学生を受け入れる高等教育機関への支援を拡充する必要。
- 特定の宗教に対する信仰を有することをスタンダードとする国際社会にあって、異文化理解を進めるためには、我が国はもちろん、世界の宗教についての知識的、文化的な教育が不可欠。

《(イノベーションを牽引する人材の育成) について》

- 「幅広い視野を付与し、創造性を育む教育を提供」「児童生徒等が相互に研鑽する場の構築」のため、具体的な取組例に「学校図書館を活用した教育の研究」を加えるべき。
- 製造業でいう「現場の力」がイノベーションの具現化に不可欠であり、専門教育強化の具体的な検討（高等学校における総合学科のあり方、特徴ある工業高校の更なる展開、高等専門学校の充実と新たな高等教育機関との関係整理）を進めるべき。
- イノベーションにはマネジメント能力が重要であり、「21世紀に通用する経営学」の強化にも取り組むべき。
- ゼネラリストも必要だが、イノベーションを起こすのは一つのことに特化したスペシャリストである。各自の持ち場において一流になることを目指し教育すべき。
- 狭義のイノベーションに過度に偏って高等教育機関の役割を規定し資源配分を行なうことは、学術研究の発展を阻害する。高等教育機関の研究基盤を整備し、自由な発想に基づく研究を促進することが重要。

《その他》

- 新学習指導要領で新たに加わった内容、重点が置かれている分野、特に外国語活動や理数教育に関する教員研修制度の充実を図りたい。
- 高等教育においては、教育の基盤は研究にあり、教育と研究を分離した個々の活動ととらえず、研究力の強化による教育の向上という観点での検討が必要。

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

《(一人一人が活躍していくための学びの継続) について》

- 「女性や高齢者の活躍を更に支援し、」(15ページ)を「女性、高齢者、障害者の・・・」に、「年齢や性別にかかわらず、」(16ページ)を「年齢、性別、障害のあるなしにかかわらず、」に、それぞれ修正すべき。

《(障害者の自己実現を目指す生涯学習の推進) について》

- 障害者を含む地域全体の生涯学習体系や障害の特性を考慮した障害者のための生涯学習体系を作り上げることも必要である。
- 身体的または知的障害と比較すると認知度が低く、特に増加傾向にある発達障害の子供や、中・重度で配慮を必要とする子供に対する体制整備及び施策の充実、生涯学習への連携方針について具体的に言及すべき。

《(社会人の学びの継続・学び直しの推進) について》

- 「社会人の学びの継続・学び直しの推進」は必要だが、大学における学び直しが社会一般から評価されておらず、特に企業側の理解と配慮が必要である。
- 生涯学習できる環境は整っており、その学力を社会に生かす仕組みをつくり、広報・周知すべき。
- まず、職業や家庭を持ちながら、高等教育機関で一定期間学べるための支援が必要。そのうえで、これらの需要に高等教育機関が応えるためには、組織改編や教育プログラムの開発等の多大なコストを支える支援が重要。
- 学びの継続・学び直しの推進のための具体的な取組例として「図書館・博物館・公民館等の社会教育施設の充実」を入れるべき。

《(人生100年を見据えた「二つ目の人生を生きる力」の養成) について》

- 「若いうちから・・・『一つ目の人生』と『二つ目の人生』を同時に過ごす形態も増えていくことが考えられる」ならば、少子化を克服する家庭生活の保障と就労を終えたときの社会保障の充実が必要。教育の観点からのみで安易に書くべきではない。
- 実業以外に行う「社会貢献活動」が「二つ目の人生」として挙げられているが、「二つ目の人生」として社会貢献活動を行っているわけではない。人生100年を一つの人生とし、常に学び知・徳・体の調和を目指す必要がある。
- ①学校教育(義務教育)、②大人になってからの学び、③生涯を通じたスポーツ活動、に係る諸施策がそれぞれ「一つ目の人生」・「二つ目の人生」にどのように関わり、どう寄与するのか、ライフステージに見立てた分かりやすい施策体系を示すべき。
- 50歳を人生の区切りとして前期・後期に分けることは、学問的な裏付けが乏しく、不自然。これまでのライフサイクル論、生涯各時期の課題を踏まえて提言をすべき。

《その他》

- 地域の教育力の再生のため、社会教育の具体的な展開の契機としての公民館等の施設の位置付けや健全育成会等の関係団体の組織の在り方、実践的な社会教育の進め

方等について、基本的な考え方を含めて基本計画へ具体的に記載すべき。

- 「生涯学び」は、「生涯を通じて学び」と表記した方が違和感がない。

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

《(全ての人々が教育を受けられる機会の確保) について》

- 「教育格差解消に向けた支援」に関して、給付制奨学金の充実を位置づけるべき。
- 給付型奨学金よりも、貸与奨学金の返還免除制度の方が、大学に入ってからインセンティブとしても意味がある。給付型を進めるとしても、高校別の割当てではなく、センター試験等での成績を基準にするなど、対象の選定を公平にすべき。
- 仮に給付型の奨学金が各大学の事務担当を経由するのであれば、各大学の負担増は必至であり、JASSO と学生の直接の事務手続フローを検討すべき。
- 留保を撤回した社会権規約の高等教育の漸進的無償化の実現に向け、大学の学費無償化、高等教育進学率の向上の目標、社会人の「学び直し」を可能とするための雇用制度、社会保障制度の改善計画、奨学金の返済減免の目標を掲げること。
- 授業内容や入試内容が複雑化すればするほど、指導内容・技術よりも指導相手の数による影響が大きく、特段の配慮が必要である。
- 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、スクールソーシャルワーカーの配置充実、幼児期教育の無償化の早期実現、貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進等、全ての子供たちが夢と希望をもって成長していける社会を実現されたい。
- 学びのやり直しの体制は必要だが、やり直しができる社会づくりが先決である。
- 初等教育も幼児期の教育と同様に重要なものであり、幼児教育のみ無償化を推進するのではなく、初等教育・義務教育課程を通じた教育費負担軽減を検討すべき。
- 全ての人々が教育を受けられる機会を確保するためには、「多様なニーズに応じた教育支援」と「経済的支援」2つの側面からの取組が必要不可欠。特に、「経済的支援」関連の諸施策は国事業とし、地方公共団体の財政力により地域間格差が拡大しないよう、踏み込んだ記述に修正すべき。

《(学校・家庭・地域が連携した教育格差への対応) について》

- 今後さらに格差が大きくなることも危惧され、「学校・家庭・地域が連携した教育格差への対応」は正に喫緊の課題である。より具体的な対応策を示すべき。
- 教育格差解消に向けた支援を行うため、「読書、自然体験活動の推進」を具体的な取組例に取り上げるべき。
- 学校の授業についていけない子供に対して教育ボランティアによる個別指導の機会を設けることも、教育格差の是正や子供の貧困対策のために有意義。

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

《(学校指導体制の整備) について》

- 教科指導・生徒指導・部活動などを一体的に行なう教育方法は維持すべき。負担軽

減のためには、教員を増やし、調査に対する回答や報告等の雑務を極力減らすべき。

- 従来のコミュニティスクールに加え、下記の3項目を追加した新たなコミュニティスクールの構築をすることが効果的である。
 1. 各校に学校運営協議会を設置し学校運営や学校評価、教員人事にも発言権を持つ会とする。
 2. 地域住民や教員を目指す学生をボランティアとして学校に派遣し、学校運営の支援を行う。
 3. 子供たちに国家を支える主権者としての意識を醸成させる真の主権者教育を行う。

《(ICTの利活用) について》

- ICT教育推進のため、専門職員配置を含めた学校の環境の整備・充実をすべき。
- 学校の通信環境がコンピュータ機能の向上に全く追いついていない。ICT環境の整備は、財政基盤の格差がある地方公共団体任せではなく、国が主導すべき。
- ICT環境整備は賛成だが、学校の状況やニーズ等を正しく把握して進めるべき。普通教室等への教育用コンピュータ整備では、必ずしも学校で十分に利活用されたとは言えない。
- 子供たちがICTを使いこなせないまま社会に出る場合の機会損失額等も示すべき。
- ICTの導入の推進には反対。紙と鉛筆を使った学習能力が低下する恐れがある。ノートを取る力は、学習者にとって不可欠な能力である。抽象的な思考力、想像力、創造力を鍛えるという観点からもICTに依存しないで考える力を育てるべき。
- 第2期教育振興基本計画におけるICT関係の目標の達成はきわめて困難な状況にある。これは、計画の途中年度での達成状況管理が十分でなかったためであり、第3期教育振興基本計画では、各年度の達成目標を設定し、継続的に管理すべき。
- 整備目標達成のための整備ではなく、ICTの利用シーンや、その効果、必要な整備等にまで踏み込み、具体的な整備の指針を国として定めるべき。また、セキュリティ確保や個人情報の取扱いについても、具体的なガイドライン等を示すべき。

《(日本型教育の海外展開) について》

- 我が国の教育が教職員の献身的な取組に支えられてきたことを忘れてはならない。他国の教育界のよきところをしっかりと学んで、教育界を支えるすべての人たちが笑顔になれる基本的な考え方を示すべき。
- 教員の労働環境を整備すべき。このままでは、教員の質は低下する一方である。
- 日本型教育の海外展開について、初等中等教育等を例示しているが、諸外国からは日本型の大学設立についての要請もあり、現実には協力の取組も推進されていることから、大学を含めた教育の海外展開の方針を明示すべき。

《その他》

- 教科書無償給与制度を堅持されたい。
- 教育費として地方交付税措置された財源を各自治体が他の財源としないよう、国の

指導強化が必要。

- 地域・学校の実態に応じて複式学級及び特別支援学級の学級編制基準を改善すべき。
- 外国語・理科・音楽・体育等の専科教諭、司書教諭、特別支援教育コーディネーター等について正規教員の加配や講師・ALT等の人的措置を進めるべき。
- いじめ・不登校等、児童生徒の問題行動等の解消に向け、教育支援センター（適応指導教室）の整備促進、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全校配置が必要。
- 教職員の処遇の維持・改善（人材確保法の堅持による教員給与の優遇措置、教職調整額の引き上げ、教職員のメンタルヘルスの保持に関わる条件整備、管理職の職責に見合った処遇改善、教員の業務縮減などを含む）が必要。
- 学校図書館の活性化、各教科等での言語活動や読書活動等の一層の推進のため、図書費等の予算措置の充実、学校司書の配置促進をすべき。
- 時代のニーズにマッチした総合的な教師力の育成のため、異業種研修の制度化など、現行の初任者研修や経験者研修の制度の抜本的見直しが必要。
- 専門教育では、先進的技術を学校教育に還元するために、企業からの人材派遣や企業での実習が効果的であり、規制緩和や教員免許法の弾力的対応の検討が必要。
- グローバル社会で活躍するための生徒の育成には、質・量ともに十分な若い教員の人材確保が不可欠。
- 公私立の高校の無償化には「ばら撒き」競争の懸念がある。これらのしわ寄せが教育の不公平を生まないようにすべき。
- 学校や地域での収益事業をある程度認めてはどうか。
- 講師の多い学校に、講師の少ない時代の規則を変えずにいると無理が生じるので、教職員の勤務規則は現場の意見を聞いて見直すべき。
- 子供たちが抱える心身の健康問題は、年々多様化・複雑化している。養護教諭の複数配置の基準の見直しを含めた定数改善と充実をすべき。
- 社会奉仕体験、自然体験活動等の体験的な学習の実施に向け、社会教育主事の活用等条件整備を図らねばならない。
- 図書館は生涯学習の拠点施設であり、学校図書館等とのネットワークづくりなど地域の学習環境の整備に重要な役割を果たしており、社会的インフラとしての図書館の働きを活用すべきである。
- 私立大学・短期大学の振興のため、公財政支出の国立・私立間の格差是正、私立学校施設の耐震化を含めた基本的な教育・研究環境整備が必要。
- 国や地方自治体において「教育立国推進閣僚連絡会議」のような行政機構の横断的機関・機能の設置が必要。

Ⅲ. 国民・社会の理解が得られる教育投資の充実・教育財源の確保

- 人的資源の重要性や「教育は未来への先行投資である」という考え方には賛成。
- 財源などで後押しすべきで、工夫・努力のみを求めることにならないようにすべき。
- 我が国の公財政教育支出の対GDP比をOECD加盟国の平均まで引き上げるべき。
- 教育費の家計への過度の依存は、教育格差の再生産、固定化・階層化にもつながる。政府一般財源の配分比率の改革を伴う、抜本的な増強が必要。
- 社会が効果や必要性を理解していないから教育投資が進まないのではなく、社会は理解しているが財政状況とのバランスで教育分野への投資が増えないのである。
- 国公私立を問わず、大学の教育・研究が国際比較に耐えられる水準に達するよう、基盤的経費の充実に向けた具体的な5ヶ年計画の策定を明記すべき。
- 5つの基本的方針の社会・経済的効果について、それぞれに投入する財源、実現化の時期の目処、実施により見込める経済効果などのエビデンスを、可能な限り第3期教育振興基本計画に盛り込むべき。
- 「教育国債」や「子ども国債」等の新規国債発行による財源確保手法の功罪について、わかりやすく提示するとともに、引き続き不断の財政構造改革に取り組むべき。
- 「人口構成の変化に対応しながら資源配分の重点を高齢者から子供や育て世代にシフトしていく・・・」(22ページ～)という記述は、高齢者切り捨てであり不適切。
- エビデンスの強調は、人文・社会科学系等の数値化しにくい分野の軽視につながる。
- 「理想の子供数を持たない最大の理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎること」(22ページ)について、「理想の子供数」という表現は不適切。また、子供を持つことに踏み切れないのは、子どもを預けられない、子育てに男性の協力が得られない、賃金が伸びない等の社会的な理由がある。
- 教育は豊かな人間性を育てバランスの取れた人格形成を促すためにあるものであり、「一人一人の生産性向上が不可欠」という記述は子供たちを生産の手段とみなす表現である。

その他

- 丁寧な合意形成を図りながら改革を推進していく必要があり、基本計画を策定するために、地方都市や農村部など多様な地域においてヒアリングを行うべき。また、教職員組合団体を含む関係諸団体へのヒアリングを実施すべき。
- 対応が遅かったとは思いますが、部活動指導員制度を完全に実施すべき。
- 人口減少が加速する地方では教育振興による地域創生の姿が見通しにくい。郷土愛の醸成やふるさと教育の必要性はもとより、テレワーク等の普及による分散型国土構造形成への言及、スローライフの取組等、地方ならではの価値に根差したグローバルな社会観の可能性等にも言及いただきたい。
- 教育振興基本計画により国が教育に関与する仕組みの継続そのものを検証すべき。
- 全体を通じて、高等教育からの観点での記述が少ない。また、初等、中等、高等教育の接続と人材育成へ向けた総合的な視点が必要。